建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成30年３月26日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　村上　源志　一級建築士　第85343号
３　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止14日
４　処分の原因となった事実　岡山県内の建築物（１物件）について、株式会社山陽設計一級建築士事務所（岡山県知事登録第1482号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第１項の規定に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年５月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成30年３月26日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　花田　　等　一級建築士　第119025号
３　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止14日
４　処分の原因となった事実　広島県内の建築物（２物件（建築確認：平成24年１月））について、花田建築設計事務所（広島県知事登録16(1)第2182号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第１項の規定に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年５月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成30年３月26日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　花山　修二　一級建築士　第160718号
３　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止14日
４　処分の原因となった事実　愛媛県内の建築物（２物件（建築確認：平成26年８月））について、株式会社鳳建築設計事務所（愛媛県知事登録第330号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第１項の規定に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年５月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成30年３月26日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　二井　清治　一級建築士　第109588号
３　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止14日
４　処分の原因となった事実　大阪府内の建築物（１物件（建築確認：平成27年９月））について、株式会社二井清治建築研究所（大阪府知事登録㈼第22661号）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、中間検査時に、指定確認検査機関から、設計図書のとおりに実施されていない柱脚の仕口の接合方法について是正指示を受けたにもかかわらず、工事施工者に具体的な是正内容の指示を出さぬまま、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第１項の規定に違反する接合方法による工事が行われる事態を生じさせた。

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８３号
岩手県一関市萩荘字下中田33番地３　チェリーテラス105、開始決定時住所岩手県奥州市水沢区字斉の神91番地２　コーポさくら２－６号室　（旧住所）岩手県奥州市前沢区字五十人町30番地
破産者　関　　秀行
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３３号
栃木県栃木市藤岡町藤岡5236番地１
破産者　川島　　実
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１１６８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目106番地１第５三城ハイツ402号、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫郡那珂川町恵子６丁目９番９号
破産者　徳田　一彦
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８４８号
福岡市中央区大宮２丁目３番23―701号
破産者　長久　沙織
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４号
福岡市早良区南庄３丁目19番23―403号
破産者　井上　英子
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６４４号
福岡市早良区飯倉６丁目19番６―204号
破産者　石川　博文
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９９９号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番26―522号、前住所福岡市南区那の川１丁目９番32号
破産者　野澤　泰治
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部